

# 課税証明書の例 (控除対象配偶者の有無)

市区町村民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">                 「県民税所得割額」と「市民税所得割額」合算額の父母の合計が基準となります。             </div>				
年度 平成 年度 (平成 年分所得)		所得の金額 収入金額 給 与 公的年金等		税額 所得割額 市民税 府民税		年 税 額
		0円		0円		0円
所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額	
総所得	0円	特別障害者	控対配	雑損	0円	総所得
(内給与)	0円	その他障害者	老人控対配	医療費	0円	土地等事業雑
土地等事業雑	0円	老年者	同居老親等	社会保険料	0円	分離短期譲渡
分離短期譲渡	0円	寡婦	老人扶養	小企共済掛金	0円	分離長期譲渡
分離長期譲渡	0円	特別寡婦	特定扶養	生命保険料	0円	株式等の譲渡
株式等の譲渡	0円	寡夫	16歳未満	寄附金	0円	上場株式配当
上場株式配当	0円	勤労学生	その他扶養	地震保険料	0円	先物取引所得
先物取引所得	0円		同居特別障害者	遺老寡等		
山林	0円		特別障害者	配偶者特		
退職	0円		その他障害者	配付扶養		
		16歳未満の被扶養者数は、平成23年度以前分については、その他扶養に含まれています。		地震保険料		
		本人、扶養該当欄の単位は該当する事を示します。		損害保険料		
その他の事項						

上記のとおり証明します。  
平成 年 月 日

市区町村 (長) 名 公印

「控除対象配偶者」を「控対配」と記載の例。該当のある場合は「有」などの記載があります。「有」と記載があれば、当該控除対象配偶者の課税証明書等は不要です。

# 市民税県民税特別徴収税額通知書の例

他のページ、部分もすべてコピーして学校へ提出します (裏面などに記載の、内容の説明部分は不要)。

この「市民税」「県民税」所得割額 (差引所得割額と記載の場合あり) の合算額、父母の合計額が基準。

平成 年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給与収入</td><td></td></tr> <tr><td>給与所得</td><td></td></tr> <tr><td>その他の所得計</td><td></td></tr> <tr><td>総所得金額①</td><td></td></tr> </table>	給与収入		給与所得		その他の所得計		総所得金額①		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>主たる給与区分</td><td></td></tr> <tr><td>給与区分</td><td></td></tr> <tr><td>総合課税</td><td></td></tr> <tr><td>非課税</td><td></td></tr> <tr><td>控除</td><td></td></tr> <tr><td>雑損</td><td></td></tr> <tr><td>医療費</td><td></td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td></td></tr> <tr><td>小規模企業共済</td><td></td></tr> <tr><td>生命保険料</td><td></td></tr> <tr><td>損害保険料</td><td></td></tr> <tr><td>寄附金</td><td></td></tr> <tr><td>所得控除合計②</td><td></td></tr> </table>	主たる給与区分		給与区分		総合課税		非課税		控除		雑損		医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		損害保険料		寄附金		所得控除合計②		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総所得③</td><td></td></tr> <tr><td>分離短期譲渡</td><td></td></tr> <tr><td>分離長期譲渡</td><td></td></tr> <tr><td>山林所得</td><td></td></tr> <tr><td>株式等の譲渡</td><td></td></tr> <tr><td>商品先物取引</td><td></td></tr> </table>	総所得③		分離短期譲渡		分離長期譲渡		山林所得		株式等の譲渡		商品先物取引		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民税</td><td>定率控除前所得割額④</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>定率控除額⑤</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>所得割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td>県民税</td><td>定率控除前所得割額④</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>定率控除額⑤</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>所得割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>均等割額⑦</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収税額</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>月割額</td><td>6月分</td><td>7月分</td></tr> </table>	市民税	定率控除前所得割額④			定率控除額⑤			所得割額⑥		県民税	定率控除前所得割額④			定率控除額⑤			所得割額⑥			均等割額⑦		特別徴収税額			月割額	6月分	7月分
給与収入																																																																												
給与所得																																																																												
その他の所得計																																																																												
総所得金額①																																																																												
主たる給与区分																																																																												
給与区分																																																																												
総合課税																																																																												
非課税																																																																												
控除																																																																												
雑損																																																																												
医療費																																																																												
社会保険料																																																																												
小規模企業共済																																																																												
生命保険料																																																																												
損害保険料																																																																												
寄附金																																																																												
所得控除合計②																																																																												
総所得③																																																																												
分離短期譲渡																																																																												
分離長期譲渡																																																																												
山林所得																																																																												
株式等の譲渡																																																																												
商品先物取引																																																																												
市民税	定率控除前所得割額④																																																																											
	定率控除額⑤																																																																											
	所得割額⑥																																																																											
県民税	定率控除前所得割額④																																																																											
	定率控除額⑤																																																																											
	所得割額⑥																																																																											
	均等割額⑦																																																																											
特別徴収税額																																																																												
月割額	6月分	7月分																																																																										

「控除対象配偶者」を「控配」と記載の例。該当のある場合は「\*」または「1」などの記載があります。上記の記載があれば、当該控除対象配偶者の課税証明書は不要です。

<注意！>  
「配偶者特別控除」に金額が記載されている場合は、当該配偶者の税額証明書も必要となります。